

## 10月3日から新住所へ変更

土地区画整理事業により、区域内の住所と地番が10月3日(土)から変わります。区域内の町名は「長島町正家三丁目」になりますが、郵便番号は変わりません。当分の間は旧住所を記載しても郵送されますが、1年以内に住所変更の周知が必要です。

### 住所の表記の変更例

ルンビニー保育園を例に、新しい住所地番を紹介します。

現在は……

■住所の表記

恵那市長島町正家720番地1

■登記簿上の土地表記

恵那市長島町正家字中曽根720番1

新しくなると……

■住所の表記

恵那市長島町正家三丁目10番地1

■登記簿上の土地表記

恵那市長島町正家三丁目10番1

### 正家第二土地区画整理事業の経過

年月	経過
平成28年10月	市正家第二土地区画整理組合設立認可公示
平成29年9月	工事着工
令和2年3月	工事概成
令和2年10月	換地処分
令和3年2月	組合解散予定



平成29年6月12日撮影



凡例  
 …… 正家第二土地区画整理事業の区域

令和2年3月25日撮影

# 正家第二土地区画整理区域の 新住所が決まる

平成28年10月に事業計画の認可を受けた「正家第二土地区画整理事業」区域内の地番が確定し、10月3日(土)から住所や土地の表記が変わります。

問い合わせ 都市住宅課 ☎ 26-2111 (内線 236)

## 商業地と住宅地が 調和したまち

正家第二土地区画整理事業の対象地区は、中心市街地周辺に位置します。北は国道19号、西は国道257号、南は農村地域、東は阿木川に接し、JR恵那駅に向かって緩やかな傾斜がある約12・8畝の1団の農地でした。

商業地と住宅地が調和した快適でにぎわいのあるまちづくりを進めるため、都市計画道路路平のケ屋敷線を境に東側を住宅地とし、西側には大規模な商業施設を誘導できる商業地を配置しました。

土地利用を効率的・効果的に行うため、本市では初めて民間事業者による業務代行方式で、組合施行の土地区画整理事業を実施。

住宅地は、本地区が持つ地形を生かし、阿木川や恵那山、遠くに望む御嶽山といった自然景観と、保育園や公園のある街並みが一体となった都市景観で、閑静でゆとりのある生活空間が生まれました。

一方で商業地は、立地の特性を生かし、さまざまなニーズに対応した施設が集まることで、利便性に特化し、市内外から訪れる多くの方でにぎわっています。

## 農地から

## 活気のあるまちへ



正家第二土地区画整理組合  
 なおのり  
 河村尚徳 理事長

平成28年度から始まった正家第二土地区画整理事業は、わずか5年間という短い期間で事業の完了を迎えることができました。

恵那市では、過去に2カ所で土地区画整理事業が行われてきましたが、どちらも組合が主となり事業を実施する「組合施行」でした。組合施行では、事業完了までに約10年を費やしました。しかし今回は、民間事業者へ事業を委託する「業務代行方式」を採用し、迅速に事業を進めることができました。

元々は一帯の農地でしたが、大規模な商業施設や60区画を超える住宅分譲地が完成しました。住宅地では既に3割程度が入居し、新しい生活が始まっています。今後も住む人が増え続け、活気のあるまちへと変わっていくことを願っています。